

日本精神保健看護学会

利益相反（COI）に関する規程

（目的）第1条

本規程は、本学会の活動において、利益相反（Conflict of Interest：COI）状態によって、活動の計画、実施、報告等に不公正な偏りが生じること、臨床研究の参加者の人権と安全の保護が損ねられることを防ぎ、公正な研究活動を促進するため、COIマネジメントの方針と方法を定め、実施することを目的とする。

（対象者）第2条

この規程において、COIマネジメントの対象となる者は次の各号に掲げる者である。

COI 状態が生じる可能性がある以下の対象者

- (1) 本学会会員（正会員、賛助会員、名誉会員）
- (2) 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会会長
- (3) 各種委員会等の委員
- (4) 本学会で発表・講演する者
- (5) 本学会事務局職員

（対象となる活動）第3条

この規程は、本学会が行うすべての事業活動に対して適用する。

特に、以下の場合には活動の透明性が高く求められるため、第4条以下の申告すべき事項にそった申告を行うこととする。

- (1) 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会会長への就任
- (2) 本学会誌、学術集会などを通じた発表
- (3) 本学会の名を冠した各種活動およびガイドラインなどの公開

（申告すべき事項）第4条

対象者は、企業・法人組織等から得られた経済的利益について、以下の（1）～（9）の事項につき、本学会理事長に申告する。就任時の場合は遡って過去2年以内、定期申告の場合は前年度の本学会が行う事業に関係する企業・法人組織、営利を目的とする団体とのCOI状態を記載する。理事長は、申告された内容を倫理・利益相反委員会に報告する。

学術集会・学会誌での発表の登録・投稿においては、発表内容と関連する事項のみを申告対象とする。発表者・著者全員について、発表・投稿時から遡って過去1年以内での発表内容に関係する企業・組織または団体とのCOI状態を記載する。発表者本人の情報については、発表時に公表するものとする。

具体的な基準については以下の通りとする。

- (1) 企業・組織または団体の役員、顧問職、社員等への就任
- (2) 株の保有（年間利益（配当、売却額の総和））
- (3) 企業・営利目的の団体からの特許権使用料
- (4) 企業・営利目的の団体より支払われた日当、講演料など
- (5) 企業・営利目的の団体よりパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料
- (6) 企業・営利目的の団体が提供する研究費
- (7) 企業・団体からの奨学寄付金

- (8) 企業などが提供する寄付講座への所属
- (9) その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）

（利益相反に関する委員会の設置、役割）第5条

第1条の目的を達するために、利益相反に関する委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 重大な利益相反状態の疑義があると指摘された事柄に関する事項
- (2) 利益相反の自己申告が不申告を含め不適切で疑義があると指摘された事柄に関する事項
- (3) 役員等から申請があった事柄に関する事項
- (4) 編集委員長から申請があった事柄に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利益相反に係る重要事項

3 委員会は、当該者の利益相反状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行うことができる。

4 委員長は、委員会での審議結果について理事長に報告するものとする。

（理事長の責務）第6条

理事長は、学会における利益相反マネジメントを総括する。理事長は理事会の議を経て適切な措置を講じなければならない。

（役員等の責務）第7条

本学会の役員（理事長、理事、監事）、当該年度の学術集会会長、各種委員会等の委員は、就任時の前年1年間に個人における第4条の(1)～(9)の事項の基準を超える場合には、就任する時点で所定の方法で理事長に申告するものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には、修正申告を行わなければならない。

（発表者の責務）第8条

会員は本学会の学術集会・講演会・シンポジウムなどで発表する場合、あるいは本学会の名称を使って発表する場合は当該研究実施に関わる利益相反状態を所定の方法で正しく申告しなければならない。また、当該事業の責任者（学術集会会長、編集委員会委員長、倫理・利益相反委員会委員長等）の指示に従わなければならない。

（学術集会会長等の責務）第9条

本学会学術集会の担当責任者（会長等）は、研究などの発表との関係で、本規則に則り検証の必要が生じる場合には、適切な検証を行ったうえで当該演題への書き換えの指示、あるいは発表を差し止め・取り消しなどの措置を講じなければならない。

2 この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

3 なお、これらの措置を行った際には倫理・利益相反委員会および理事長に報告するものとする。

（学会誌投稿者の責務）第10条

学会誌に投稿する者は、当該研究実施に関わる利益相反状態を所定の方法にて申告し、編集委員会委員長の指示に従わなければならない。

(執筆者等の責務) 第11条

本学会から依頼した学会誌等の執筆者等は、記事の内容に関わる利益相反状態を所定の方法にて申告し、編集委員会委員長の指示に従わなければならない。

(編集委員会委員長の責務) 第12条

編集委員会委員長は、研究等の発表との関係で、本規則に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規則に反する投稿論文については書き換えの指示、あるいは発表を差し止めるなどの措置を講じなければならない。

- 2 この場合には、速やかに投稿者に理由を付してその旨を通知する。
- 3 本規程に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員会委員長名でその旨を公知し、論文取り消し等の措置を講じなければならない。
- 4 なお、これらの措置を行った際に編集委員会委員長は倫理・利益相反委員会に報告するものとする。

(違反事案が生じたときの対応) 第13条

学会理事は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本規程に沿ったものであることを検証し、本規程に反する事態が生じた場合には、速やかに理事長に報告する。

- 2 理事長は理事会の審議を経て、倫理・利益相反委員会に検討を諮問する。
- 3 倫理・利益相反委員会は審議結果を理事会に答申し、理事長はその結果を対象者に理由を付してその旨を通知する。

(違反者に対する措置) 第14条

理事長は、重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催する学術集会、講演会等での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止・取り消し
- (3) 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会会長の解任
- (4) 本学会の理事会、代議員会、委員会等の出席停止
- (5) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

(不服の申し立て) 第15条

被措置者は、本学会に対し不服申し立てをすることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、やかに不服申し立てに関する審査委員会を設置して、審査を委ね、その答申を常務理事会で協議したうえで、その結果を不服申し立て者に通知する。

(説明責任) 第16条

本学会は、重大な本規程の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

(細則の制定) 第17条

本学会は、本規程を運用するために必要な細則を制定することができる。

(規程の改正) 第18条

本規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則

本規程は2024年1月20日に制定し、2024年7月1日より施行する。